

議会運営委員会

日 時 令和 6 年 8 月 2 0 日（火）午前 1 0 時～
場 所 全員協議会室

1 議会基本条例の検証及び見直しについて【別紙No.1～2】

（1）検証の実施

- ・議会の役割（第2条第2項）
＜評価、方向性の決定＞
- ・議会の活動原則（第3条第1項第4号）
＜評価、方向性の決定＞
- ・議員の活動原則（第4条第1項第1号）
＜評価、方向性の決定＞
- ・災害時の対応（第6条）
＜評価・意見の検討、評価、方向性の決定＞
- ・議会審議における論点の明確化（第10条第2項）
＜方向性の決定＞
- ・政策執行に対する議会の評価（第11条）
＜方向性の決定＞
- ・最高規範性（第25条）
＜評価・意見の検討、評価、方向性の決定＞

2 その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第1章 総則	目的	第1条	この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。			新清流会：対象外 経政会：対象外 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			議会は、市民の代表で構成する市の意思決定を行う議事機関であり、議決の責任を負う。		取り消し線があるものは別の条項に転記	新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議会の役割	第2条	2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。		<亀岡有志の会> 執行部から常任委員会への報告・連絡・相談が不十分であり、情報の共有化ができていない。報道されている内容について、市民への説明ができない。 <会派に属さない議員> →議会への報告、連絡、相談が不十分であり、常任委員会において腹落ちしない事案が複数出ているのではないかと考える。 →議会選出監査委員の任期について、2年を限度として再任を妨げないこととしてはどうか。監査の内容は複雑で非常に細かなものになっているため、監視強化につながると考える。	新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	8／20は、白枠の条項を協議 その他の条項は評価済 ※この条項の評価を決定 第10条で検証済（報告連絡相談） 第11条で検証（監査委員任期）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
第2章 議会及び議員の活動原則	議会の活動原則	第3条	議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。					
			(1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。			新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			(2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。			新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			(3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。	第1章 総則（目的、議会の役割） 第2章 議会及び議員の活動原則に基づく具体的規定である第3章以降の各条項に掲載。		新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性		
	議会の活動原則	第3条	(4) 市政への市民参加を推進すること。		<亀岡有志の会> 情報発信としてのSNSの有効性を高めるため、リマインド機能を追加してはどうか。	新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	※この条項の評価を決定 第18条で検証済	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	
			(5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策立案及び施策の提言につながるよう努めること。	・議会の活動原則に、政策立案、施策の提言を明記（R3） ・議会モニター制度の導入（R5）	<亀岡有志の会> 議会モニター制度導入は一步前進したが、政策立案、施策の提言を、より具体的に進めていくため、常任委員会・特別委員会等への積極的な参加を呼びかけ、市民からの「要望・請願・陳情」の審査過程を見てもらってはどうか。 <かめおか党> 市長等との対論を行うにあたり、現状として、議会が認知する前に政策に関する情報等が新聞に掲載されたりする（情報把握のズレ）ことが生じているが問題はないのか、また改善策はないのか。	新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：B 会派に属さない：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	
			（R3一部改正）						
	議員の活動原則	第4条	議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。						
			(1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。		<新清流会> 自由討議が不十分である。本会議でも討議の場を設けてはどうか。	新清流会：B 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	※この条項の評価を決定 第15条で検証済	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	
			(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。			新清流会：対象外 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他	

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
	議員の活動原則	第4条	(3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。			新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：対象外 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	会派	第5条	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。	【運用基準2】会派の果たすべき役割 ・会派の果たすべき役割を明確化 ・幹事長（会派代表者）討論の開催（R3） ・結成の人数要件を3人から2人に変更（R4）		全会派：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。					
	災害時の対応	第6条	議会及び議員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の維持及び安定に努めるものとする。	【運用基準3】災害時の対応 ・亀岡市議会災害対応マニュアルの策定 ・フロー図作成（R1） ・議会の災害時の対応を、基本条例に明確に位置付け（R3） ・オンラインによる会議開催及び連絡・報告手段の整理（R4）	<新清流会> 地域アラートの導入等、非常を知らせる方策を検討してはどうか。 <亀岡有志の会> 訓練の一環として、定期的なメール配信の確認を行ってはどうか。 <公明党議員団> ・タブレット端末による災害時の安否確認・情報提供訓練などを定期的に実施することを定めておけばどうか。 ・災害対応マニュアルの点検及び議会HPに公開してはどうか。 <かめおか党> ・あらゆる災害の状況（地震、水害、火災など）を考慮し、細かな行動プランを再構築すべきである。 ・災害時に南丹市や京都市など隣接する地域（大阪府の市町も含む）との広域連携による情報交換など広域でのマニュアルも必要ではないか。 <会派に属さない議員> 議会で避難訓練を通じて災害時の対応について確認を行ったが、連絡がつかない議員（連絡はつくがオンライン会議の環境が整っていない場合）との連絡手法と対応の整理が必要である。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：A 公明党議員団：B かめおか党：B 会派に属さない：B	8／20に改めて検証 [前回に出ていた意見] ・災害時対応は別に定めることとなっているため、今回の検証及び見直しを行う中では対象外としてもよいのではないか。 ・協議を行う中で条例改正に結び付くか判断してはどうか。 ・意見が分かれているので一部達成とし、時間をかけて協議してはどうか。	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。					
			(R3一追加)					

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第3章 市民と議会の関係	市民参加及び市民との連携	第7条	議会は、会議を原則公開とする。	【運用基準4】会議の原則公開及び傍聴者への資料提供 ・公式な会議の全てを公開対象 ・コロナ禍における傍聴自粛の呼びかけ（R2～R3）	<新清流会> 子育て世代が参加しやすい本会議場の環境整備を行うべきである。 <公明党議員団> 傍聴に行ってみようと思っていただける新たな取組を検討してはどうか。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：A 公明党議員団：B かめおか党：A 会派に属さない：A	A（達成） 第18条で検証済（傍聴の取組）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。	【運用基準4】会議の原則公開及び傍聴者への資料提供 ・本会議のライブ中継・録画配信（H21.12～） ・議会報告会の開催（※第8条1にも記載） ・土曜議会開催（H22.3・H24.3代表、H25.3個人） ・議案の賛否状況の公開 ・委員会記録・資料の公開（H23.9～） ・議会だよりの充実（H24.4～16P改編、R3.9～QRコード掲載） ・一般質問通告の具体化（H24.6～） ・予算・決算審査の録画配信（H25.9～） ・会議録検索システムの公開・機能性向上 ・フェイスブックによる情報発信（H26.4～） ・傍聴規則の改正（H27.1）→筆記のためのPC利用等、現状に即して見直し ・議長記者会見の実施（H27） ・議会バックボードの作成（H27） ・無料アプリ「マチイロ」（i広報紙）の運用開始（H28～） ・本会議のライブ中継・録画配信のスマートデバイス対応（H29） ・常任委員会（議案審査）の録画配信（R3.9～） ・傍聴者用大型モニター設置 ・常任委員会（議案審査以外）のYouTube録画配信（R4～） ・議長記者会見のYouTube録画配信（R5～） ・インターネット中継の映像に質問項目名をテロップで表示（R5～） ・ホームページに一般質問資料を掲出（R5～）	<新清流会> 早期に全ての会議をネット配信するべきである。 <亀岡有志の会> 常任委員会については全てYouTube配信してはどうか。 <共産党議員団> ・申込制による手話通訳を常任委員会などへ拡充してはどうか。 →YouTubeチャンネルの撮影、編集、配信を議員も手掛けられるようにする。 <公明党議員団> 開かれた議会を推進することを目的に議会SNSとして、これまでのFacebookに加えてInstagramなど、新たな情報発信の手法を検討してはどうか。 <会派に属さない議員> 多様な政策が増えている中、政策の所管替えなどが起こった場合は、議会全体で内容を共通認識するため、委員会の合同開催について検討・確認することとしてはどうか。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：B 公明党議員団：B かめおか党：A 会派に属さない：A	A（達成） 第16条で検証済（合同開催） 第18条で検証済（広報広聴の取組）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。	・参考人制度の活用 H25：4回（常任委員会・決算特別） H26：4回（常任委員会・議運・決算特別） H28：1回（常任委員会） H30：1回（常任委員会） R5：1回（公共交通特別）	<かめおか党> さらに制度を活用し、現地現場に根ざした深みのある議論にするとよりよくなるのではないか。	全会派：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
	市民参加及び市民との連携	第7条	4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、当該請願又は陳情の提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができるものとする。	【運用基準5】請願者及び陳情者の意見聴取機会の担保 ・会議における請願者等の意見陳述機会を制度化（手続きを規定） （H27：5回、H28：2回、H29：5回、H30：7回、R1：6回、R2：1回、R3：1回、R4：7回、R5：7回）	<共産党議員団> 他市では、所管課も意見陳述を聞けるようにしている。今も傍聴は可能だが、常に所管課を招いてもよいのではないか。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			5 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。	・わがまちトーク、委員会の意見交換会等の開催（※第8条2に記載） ・議員団研修会の公開 ・議場の多目的活用（亀岡祭くじ取り式、議員団研修会、幹事長（会派代表者）討論等） ・パブコメ実施（H22議会基本条例、H24暴力団排除条例、H26定数報酬） ・子ども議会、高校生議会、中学生議会等を実施（H27、H28、H30、R3、R4（吉川小、東輝中、南桑中）） ・街頭アンケート、まち歩きトーク（R3、R4、R5） ・夏休み子ども議場見学会の開催（R5）	<新清流会> 一部団体との意見交換もすべきであり、はたちの会実行委員会とは継続して意見交換すべきである。 <共産党議員団>モニター制度をしっかりと軌道に乗せる。 <かめおか党> ・市民の多様な意見を収集するため、地域別や年齢別、職業別など、さらに細かく分類し、意見を収集する機会の頻度を増やしてはどうか。 ・ネット投票（G o o g l eフォームのアンケート）などを活用し、手軽に意見収集できる間口を広げてはどうか。	新清流会：B 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議会報告会等	第8条	議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を行うものとする。	・各定例会後に議会報告会を開催（H22.11～H25.11） ・各定例会後に議会報告＆わがまちトークを開催（H25.5～H28.2） ・3月、9月定例会後に議会報告会を開催（H28.4～H29.10） ・議会報告会を「毎年開催する」を「行う」に改正（H30）	<亀岡有志の会> 「議会報告会」を毎年開催することとしているので、議会基本条例を守るためにも実施すべきではないか。 <かめおか党> 市民などから聞いた声（意見）を議会に持ち帰り、その後どうなったかを発信者（市民）に返す機会を作ってはどうか。（議会だよりやHPなど）	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：C 共産党議員団：A 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
		議会報告会等 第8条	2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。	【運用基準6】議会報告会等 ・委員会の意見交換会の開催 H27：2回（子育て支援団体、観光協会） H28：1回（商店街連盟） H29：2回（子育て支援団体、商工業団体） H30：2回（京都府2回） R1：4回（タクシー事業者、観光協会、監査委員事務局、京都府） R2：3回（商工会議所等、森の京都DMO、新規就農者） R3：5回（LGBTQ+、森林組合、タクシー事業者、観光協会、森の京都DMO） ・わがまちトーク（テーマ別）の開催 H27：1回（NPO団体） ・わがまちトーク（自治会版）の開催（H28：5回、H29：5回、H30：7回、R1：1回、R2：1回） ・わがまちトーク（各種団体版）の開催 H29：1回（成人式実行委員会） ・街頭アンケート、まち歩きトーク（R3、R4、R5）	<亀岡有志の会> 商業施設等の催事場を借りて、トークショー等を開催してはどうか。 <共産党議員団> 参加した市民が語りやすい雰囲気の新しいわがまちトークを確立するべき。 <かめおか党> 全エリア（全ての町）の年度ごとの課題を挙げていただき、情報をまとめて議会と共有し、ネットなどで市民にも公開（達成度など、都度発信しながら）してはどうか。	新清流会：B 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：B 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	A（達成） 第18条で検証済 （全エリアでの情報収集）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
第4章	議会と市長等の関係	議員と市長等の関係 第9条	議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。					
			(1) 議員は、本会議における一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確に行うものとする。	・質問通告書様式変更（具体化）（H24.6～） ・一問一答制の導入（個人質問） ・一般質問の充実（4日間開催）（R3.12～） ・一般質問の充実（副議長・監査委員の質問権付与）（R4.3～）	<新清流会> 通告が詳細すぎる。また通告書に趣旨が表れていないものがある。 <亀岡有志の会> 理事者側に向けたモニターを設置してはどうか。	新清流会：B 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：A 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	A（達成） [意見] 議員によって一般質問の通告内容が詳細・概略すぎる傾向にあるため、改めて一般質問に関して協議する機会を設けてもよい。	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			(2) 本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。	【運用基準7】反問 ・反問権の拡大（制限の撤廃）により、目的・手続きを明確化	<新清流会> 市長以外にも行使していただければよい。	全会派：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
	議会審議における論点の明確化	第10条	議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1) 提案の理由及び経緯 (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (3) 市民参加の実施の有無とその内容 (4) 総合計画との整合性 (5) 政策等の実施に係る財源措置 (6) 将来にわたる政策等のコスト計算		<共産党議員団> 提出議案の概要説明の際、「聞き置く程度とする」となっているが、午後の記者発表で議案が説明されて翌日には報道で市民の知るところとなり、市民からも質問の声が寄せられる。しかし、議員は答えられない。 （例）「犬と暮らしやすいまちづくり推進事業」という予算項目に、市民からは「なぜ、犬なのか」「亀岡市は犬を大事にするという方針なのか」「生類憐みの令みたいなものか。市長はお犬様か」「猫は大事にしないのか」などたくさん問い合わせがあったが、「質疑の際しっかりと確かめます」としか言えなかった。 <亀岡有志の会> 執行部から常任委員会への報告・連絡・相談が不十分であり、情報の共有化ができていない。報道されている内容について、市民への説明ができない。 <会派に属さない議員> 議会への報告、連絡、相談が不十分であり、常任委員会において腹落ちしない事案が複数出ているのではないかと考える。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	A（達成） [意見] 議会運営委員会で質疑が可能なのか、理事者も交えて検討する。	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。	【運用基準8】予算決算説明資料 ・ 予算「一般会計当初予算案施策の概要」 ・ 決算「決算に関する主要施策報告書」 ・ 事前勉強会の実施（R3～）	<共産党議員団> タブレット端末だけで審査することを想定した説明資料となるように、所管課に準備してほしい。 <公明党議員団> 議会側のみタブレットを導入している状況であり、執行部側との連携共同が課題であると感じている。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：B かめおか党：A 会派に属さない：A	B（一部達成） [意見] 円滑に審査ができるよう、議会と執行部の間で、説明資料を共有化する必要がある。 ※今後の方向性を決定	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
	政策執行に対する議会の評価	第11条	議会は、市長等が行う政策について、市民福祉増進の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。	【運用基準9】議会の政策評価 ・事務事業評価を発展して対応 ・評価シートの見直し・変更（R3）	<新清流会> 他都市のものも参考に評価シートを再検討してはどうか。 <亀岡有志の会> 評価が低い事務事業であっても、翌年に同じような事業・内容が予算化されていることがあり、事務事業評価の有効性が問われている。議会として、そのようなことについて指摘すべきであり、事務事業評価の実施時期を早くするよう見直しを検討すべきではないか。 <共産党議員団> 評価シートの配点などを見直した直後ではあるが、事務事業評価そのものが、果たしてどの程度必要なものとなっているのか、今後もあのような形で継続していくのか、検証と議論があってもよいのではないか。 <会派に属さない議員> 議会選出監査委員の任期について、2年を限度として再任を妨げないこととしてはどうか。監査の内容は複雑で非常に細かなものになっているため、監視強化につながると考える。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：B 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	B（一部達成） [意見] ・今年度は前年度と同様の形で決算審査を実施するが、今回の検証及び見直しで出てきた意見や今年度決算審査を実施する中で出て来るかもしれない課題などを踏まえて、議会活性化の取組を検討する際に協議してはどうか。 ・監査委員の任期を1年としているが、流れや内容を理解した頃に任期が終わってしまう。2年を限度に再任を妨げないことを幹事会または議会活性化の取組の検討時に検討してはどうか。 ※今後の方向性を決定	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	文書による質問	第11条の2	議会又は議員は、市長等に対して、文書により質問することができる。	【運用基準10】文書質問 ・文書質問の手続きを規定 ・通年議会実施にあわせ改正（H30） （H24：2回、H25：2回、H26：1回、H27：1回、H28：1回）		全会派：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	決議等への対応	第11条の3	議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。	【運用基準11】決議・請願への対応等の報告 ・決議（附帯決議）・請願への対応義務付け（条例改正で追加） H28：1回（請願：私立幼稚園就園補助金） H30：1回（附帯決議：一般会計決算） R1：1回（附帯決議：一般会計補正予算） R2：3回（附帯決議：一般会計予算、プラスチック製レジ袋条例、一般会計決算） R3：1回（請願：建設アスベスト被害者救済） R5：1回（請願：建設アスベスト被害の全面解決）	<亀岡有志の会> 採択した請願のその後の経過、結果の報告があるべきではないか。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：A 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

議会基本条例検証項目一覧

別紙No.1

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第5章 議会の機能の強化	96・2の議決事項	第12条	地方自治法第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。	【運用基準12】議決事項の拡大 ・議決事項を拡大するときは理事者と協議し、十分な準備期間を与える ・議決事項追加（H22）→総合計画の基本構想及び基本計画（H28特別委員会設置による審査を実施）		全会派：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
		第13条	議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。	【運用基準13】調査機関 ・調査機関の設置は、議決の後要綱を定めて運営する。 （事例なし）	<新清流会> 大学と連携し調査機能を強化してはどうか。	全会派：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。					
第6章 議会の運営	定例会の回数及び会期	第14条	3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。			全会派：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。					
			2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。	・常任委員会審査の原則別日開催 ・通年議会の導入（H30）		全会派：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
	議員間の自由討議	第15条	議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。			全会派：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。	【運用基準 1 4】議員間の討議 ・議員間討議の実施目的、審査順序及び討議方法等を明確化（H28）	<新清流会> 自由討議が不十分である。本会議でも討議の場を設けてはどうか。 <共産党議員団> 他市で行っているところがあるが、定例会終了後に反省会を行ってはどうか。議長や委員長の議事進行（反問や動議に対する対応の在り方など）やより効率的で明確な議会運営になるような提案など、感想や意見が自由に言える場があってもよいのではないかな。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
		第15条	3 議員は、議員相互間の自由討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。	・政策研究会 H26：4名（児童虐待及びいじめ防止基本条例） H27：5名（農林観光政策） R3、R4：12名（現11名）（LGBTQ+） R5：9名（公共施設マネジメント）		全会派：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	委員会の活動	第16条	委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。	・常任委員会の月例開催 ・監査委員の常任委員就任 ・委員会等のオンライン開催（R4～）	<会派に属さない議員> 多様な政策が増えている中、政策の所管替えなどが起こった場合は、議会全体で内容を共通認識するため、委員会の合同開催について検討・確認することとしてはどうか。	全会派：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	政策研究会	第17条	議会は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。 2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。 (R3一部改正等)	【運用基準 1 5】政策研究会 ・基本条例に規定（H28） ・議会の活動に位置付け（R3） H26：4名（児童虐待及びいじめ防止基本条例） H27：5名（農林観光政策） R3-R4：12名<現11名>（LGBTQ+） R5：9名（公共施設マネジメント） (※第15条3に記載)		全会派：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
	広報広聴の充実	第18条	議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。	【運用基準16】 広報広聴の充実 ・ 広報広聴特別委員会の設置（H23～） ・ 広報広聴会議の設置（H25～） ・ ソーシャルメディア運用方針、運用ガイドラインの策定、フェイスブックの開設（H26.4～） ・ 議会ホームページのリニューアル（R3） ・ 亀岡市議会YouTubeチャンネルの開設（R4.11～） （※取組の詳細は第7条2に記載）	<新清流会> ・ 早期に全ての会議をネット配信するべきである。 ・ 議決後の状況を早く公開するべき。 <亀岡有志の会> 常任委員会については全てYouTube配信してはどうか。 <共産党議員団> ・ YouTubeチャンネルの撮影、編集、配信を議員も手掛けられるようにする。 ・ Facebook以外のSNS発信について検討してはどうか。他市ではX（旧Twitter）、Instagramなどを取り入れているところがある。 <公明党議員団> ・ 議会SNSとして、これまでのFacebookに加えてInstagramなど新たな情報発信を検討してはどうか。 ・ 傍聴に行ってみようと思っていただけ新たな取組を検討してはどうか。 <かめおか党> ・ 情報発信としてのSNSの有効性を高めるため、リマインド機能を追加してはどうか。 ・ 全エリア（全ての町）の年度ごとの課題を挙げていただき、情報をまとめて議会と共有し、ネットなどで市民にも公開（達成度など、都度発信しながら）してはどうか。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：B かめおか党：A 会派に属さない：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議員研修の充実	第19条	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。	【運用基準17】 議員研修 ・ 議員団の主催により行う。加えて府市町村振興協会等が主催する各種研修会へ積極的に参加 ・ 議員の紹介又は提案等により講師を招へい ・ 全国都市問題会議参加の見直し（R3）	<共産党議員団> 完全ペーパーレス化のため、タブレット端末の操作、Sidebooksの活用術について早急な研修を進める（実施中）。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：A 共産党議員団：B 公明党議員団：A かめおか党：A 会派に属さない：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
	議会事務局	第20条	議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。			全会派：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議長は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。			全会派：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
第7章 議員の政治倫理及び待遇等	議員の政治倫理	第21条	議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。	・政治倫理条例の制定（H20.3）		全会派：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。					
	議員定数	第22条	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。	・議員定数の検討（H26）→定数2人削減	<亀岡有志の会> 人口減少に伴い、今期中に議員定数の見直しを検討する必要がある。 <かめおか党> 市政の現状と課題などを踏まえ、議員定数削減の見直しを行う時期にあると考える。 <会派に属さない議員> 平成26年に定数を見直してから今も同じ定数としているが、当時から人口は減少しており、人口推移や様々な視点から亀岡市議会として適正な定数について議論していく必要があると考える。	新清流会：A 経政会：A 亀岡有志の会：B 共産党議員団：A 公明党議員団：A かめおか党：B 会派に属さない：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議員定数は、別に条例で定める。					
	議員報酬	第23条	議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。	・議員報酬の検討（H26）→現行維持 ・実費相当分に係る費用弁償の復活（H28） ・期末手当の減額（R2）	<かめおか党> 市政の現状と課題などを踏まえた議員定数削減の検討と同時に、議員報酬についても増額を検討する時期にあると考える。	全会派：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議員報酬は、別に条例で定める。					

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
	政務活動費	第24条	政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。					
			2 亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。	・政務活動費運用基準に沿った運用		全会派：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			3 議会は、政務活動費の使途について公開しなければならない。	【運用基準18】政務活動費の公開 ・収支報告書の閲覧及びホームページに掲載 ・会派の視察報告書をホームページに掲載（R3）		全会派：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
第8章 最高規範性及び検証等	最高規範性	第25条	この条例は、議会における最高規範である。		<公明党議員団> 条例の文言を追記してはどうか。 （1）この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図るものとする。 （2）議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。	新清流会：対象外 経政会：対象外 亀岡有志の会：A 共産党議員団：A 公明党議員団：B かめおか党：A 会派に属さない：A	8／20に改めて検証 [前回に出ていた意見] ・京都府内他議会においても、実質的な最高規範性を担保するために議会基本条例と他の条例の関係性を改めて示しているところもある。 ・この条例の位置づけが議会関係例規の最上位にあるため、他の条例との整合について記載は必要ないのではないか。 ・京都府内他議会においても、この条例の研修を行い理念を学んでいくこととされている。 ・現在も選挙後にはこの条例の内容も含めて研修を実施しているので、あえて記載する必要はないのではないか。 ・本市では既に実施しているため、規定しても大きな負担にはならないのではないか。	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
		第26条	議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	【運用基準19】条例の検証及び見直し ・任期中間年及び最終年に議運で実施（前回：R4.4～12（任期最終年に実施））		全会派：A	A（達成）	☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

令和6年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第1章 総則

(議会の役割)

第2条

2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。

○具体的方策・取組状況等

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会（対象外） 経政会 A 亀岡有志の会 B
共産党議員団（対象外） 公明党議員団 A かめおか党 A
会派に属さない議員 A

《意見》

- ・第10条で検証済（議会への報告・連絡・相談）
- ・第11条で検証（議会選出監査委員の任期）

◎今回の検討事項

・議会運営委員会としての評価決定

☐ A達成 ☐ B一部達成 ☐ C未達成 ☐ 対象外

・今後の方向性 ※B・C評価の場合

☐ 継続して取り組む ☐ 新たな取組を検討 ☐ 条項を改正する ☐ その他

令和6年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(4) 市政への市民参加を推進すること。

○具体的方策・取組状況等

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会（対象外） 経政会 A 亀岡有志の会 B

共産党議員団（対象外） 公明党議員団 A かめおか党 A

会派に属さない議員 A

《意見》

・第18条で検証済（SNSの有効性を高めるため、リマインド機能の追加）

◎今回の検討事項

・議会運営委員会としての評価決定

☐ A達成 ☐ B一部達成 ☐ C未達成 ☐ 対象外

・今後の方向性 ※B・C評価の場合

☐ 継続して取り組む ☐ 新たな取組を検討 ☐ 条項を改正する ☐ その他

令和6年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第2章 議会及び議員の活動原則

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。

※参照【運用基準14】議員間の自由討議

○具体的方策・取組状況等

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会B 経政会A 亀岡有志の会A
共産党議員団(対象外) 公明党議員団A かめおか党A
会派に属さない議員A

《意見》

- ・第15条で検証済(本会議での自由討議)

◎今回の検討事項

・議会運営委員会としての評価決定

☐A達成 ☐B一部達成 ☐C未達成 ☐対象外

・今後の方向性 ※B・C評価の場合

☐継続して取り組む ☐新たな取組を検討 ☐条項を改正する ☐その他

令和6年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第2章 議会及び議員の活動原則

(災害時の対応)

第6条 議会及び議員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の維持及び安定に努めるものとする。

※参照【運用基準3】災害時の対応

○具体的方策・取組状況等

- ・ 亀岡市議会災害対応マニュアルの策定
- ・ フロー図作成 (R1)
- ・ 議会の災害時の対応を、基本条例に明確に位置付け (R3)
- ・ オンラインによる会議開催及び連絡・報告手段の整理 (R4)

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会 A 経政会 A 亀岡有志の会 B

共産党議員団 A 公明党議員団 B かめおか党 B

会派に属さない議員 B

《意見》

- ・ 地域アラートの導入等、非常を知らせる方策を検討してはどうか。(新清流会)
- ・ 訓練の一環として、定期的なメール配信の確認を行ってはどうか。
(亀岡有志の会)
- ・ タブレット端末による災害時の安否確認・情報提供訓練などを定期的に実施することを定めておけばどうか。(公明党議員団)
- ・ 災害対応マニュアルの点検及び議会HPに公開してはどうか。(公明党議員団)
- ・ あらゆる災害の状況(地震、水害、火災など)を考慮し、細かな行動プランを再構築すべきである。(かめおか党)
- ・ 災害時に南丹市や京都市など隣接する地域(大阪府の市町も含む)との広域連携による情報交換など広域でのマニュアルも必要ではないか。(かめおか党)
- ・ 議会で避難訓練を通じて災害時の対応について確認を行ったが、連絡がつかない議員(連絡はつくがオンライン会議の環境が整っていない場合)との連絡手法と対応の整理が必要である。(会派に属さない議員)

【次ページに続く】

《前回の会議で出た意見》

- ・災害時対応は別に定めることとなっているため、今回の検証及び見直しを行う中では対象外としてもよいのではないか。
- ・協議を行う中で条例改正に結び付くか判断してはどうか。
- ・意見が分かれているので一部達成とし、時間をかけて協議してはどうか。

◎今回の検討事項

・《評価》《意見》に対する検討

・議会運営委員会としての評価決定

☐ A達成 ☐ B一部達成 ☐ C未達成 ☐ 対象外

・今後の方向性 ※B・C評価の場合

☐ 継続して取り組む ☐ 新たな取組を検討 ☐ 条項を改正する ☐ その他

<参考1>

○亀岡市議会基本条例運用基準（抜粋）

3 災害時の対応

亀岡市内において、災害が発生した場合、下記のとおり対応する。

安否確認・連絡体制の確立

【議会事務局】

- ・議会事務局は、携帯電話、自宅電話、電子メール（議員登録アドレス及びタブレット端末付与アドレス）、ファックス等の手段により、議員の安否を確認し、議長に報告する。

【議員】

- ・議員は議会事務局から安否確認の連絡がない場合、速やかに安否を事務局へ連絡する。
また事務局との連絡がとれるよう、常に所在及び連絡手段を明確にしておく。

情報収集・情報提供

【議会事務局】

- ・議会事務局は市災害対策本部から情報を収集する。収集した情報を議長の指示のもと、議員に提供する。

【議員】

- ・議員は、議長から登庁の指示がない限り、次のことを行う。
 - ①地域の救助活動等に協力する。
 - ②地域において被災者に対する相談及び助言等を行う。
 - ③被害状況及び避難場所の調査を行い、必要に応じて議会事務局を通して議長に報告する。

【議長】

- ・議長は、議員から得た情報を必要に応じて市災害対策本部へ伝達する。

【次ページに続く】

<参考2>

近隣自治体との広域連携

○必要な資機材や物資の提供、職員派遣、避難者受入など

- ・大丹波連携推進協議会構成市町による災害時など相互応援に関する協定
（福知山市、綾部市、南丹市、京丹波町、篠山市、丹波市）
- ・災害時相互応援に関する協定（高槻市）
- ・災害時相互応援に関する協定（能勢町、豊能町）

○大規模断水が発生した場合における、水道事業遂行のための相互応援

- ・日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書
（京都市公営事業管理者上下水道局長 など）

令和6年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第4章 議会と市長等の関係

(議会審議における論点の明確化)

第10条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

○具体的方策・取組状況等

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 経政会A 亀岡有志の会A
共産党議員団B 公明党議員団A かめおか党A
会派に属さない議員A

《意見》

・提出議案の概要説明の際、「聞き置く程度とする」となっているが、午後の記者発表で議案が説明されて翌日には報道で市民の知るところとなり、市民からも質問の声が寄せられる。しかし、議員は答えられない。(共産党議員団)

(例)「犬と暮らしやすいまちづくり推進事業」という予算項目に、市民からは「なぜ、犬なのか」「亀岡市は犬を大事にするという方針なのか」「生類憐みの令みたいなものか。市長はお犬様か」「猫は大事にしないのか」などたくさん問い合わせがあったが、「質疑の際しっかりと確かめます」としか言えなかった。

・執行部から常任委員会への報告・連絡・相談が不十分であり、情報の共有化ができていない。報道されている内容について、市民への説明ができない。
(亀岡有志の会)

・議会への報告、連絡、相談が不十分であり、常任委員会において腹落ちしない事案が複数出ているのではないかと考える。(会派に属さない議員)

《前回の会議で出た意見》

・理事者が出席する運営委員会において、議案の概要を説明する際は、「聞き置く程度」としているが、内容が理解できないものについては、その場で質疑してもよいのではないか。

◎今回の検討事項

・議会運営委員会としての評価決定

■A達成

・今後の方向性

■その他(議会運営委員会で質疑が可能なのか、理事者も交えて検討する)

<参考１>（先例・申合せ）

32 議会に提出される議案等は、議会の招集告示日又は議案送付日に開催する議会運営委員会で説明を受けるのが例である。なお、追加提案される議案等についても、その都度議会運営委員会で説明を受ける。

<参考２>

府内各市議会における議案概要説明時の質疑可否と記者会見に関する対応

※「議案の概要説明に対する質疑」を不可としている府・市の共通認識

⇒議会運営委員会での質疑も議案審査になり得るため、聞き置く程度としている。

	議運での取扱い	備考
亀岡市	聞き置く程度	
京都府	聞き置く程度	
京都市	－	・開会日までに議案の事前説明なし。 ・会派（無会派含む）ごとに執行部（市長等を除く）が議案の説明を行う。
福知山市	聞き置く程度	・記者発表資料を事前に議会へ配布する。 ・記者会見時は議会で説明した以上のことは発信しない。
舞鶴市	聞き置く程度	・会派ごとに議案の説明を行う。
綾部市	聞き置く程度	・記者発表の内容は事前に議会で説明する。
宇治市	質疑可	
宮津市	聞き置く程度	・やむを得ず、記者会見で議会に説明した以上の内容を発信した場合は、速やかに議会に報告する。
城陽市	聞き置く程度	
向日市	質疑可	
長岡京市	－	・開会日までに議案の事前説明なし。 ・政策懇談会として各会派が議案の内容を執行部に確認することがある。
八幡市	聞き置く程度	・議案審議にならない程度の簡易な質疑は可
京田辺市	質疑可	
京丹後市	質疑可	
南丹市	聞き置く程度	
木津川市	聞き置く程度	

令和6年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第4章 議会と市長等の関係

(議会審議における論点の明確化)

第10条

- 2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。

※参照【運用基準8】予算決算説明資料

○具体的方策・取組状況等

- ・予算「一般会計当初予算案施策の概要」
- ・決算「決算に関する主要施策報告書」
- ・事前勉強会の実施（R3～）

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 経政会A 亀岡有志の会A
共産党議員団B 公明党議員団B かめおか党A
会派に属さない議員A

《意見》

- ・タブレット端末だけで審査することを想定した説明資料となるように、所管課に準備してほしい。（共産党議員団）
- ・議会側のみタブレットを導入している状況であり、執行部側との連携共同が課題であると感じている。（公明党議員団）

《前回の会議で出た意見》

円滑に審査ができるよう、議会と執行部の間で、説明資料を共有化する必要がある。

◎今回の検討事項

- ・議会運営委員会としての評価決定

■B一部達成

- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合

☐継続して取り組む ☐新たな取組を検討 ☐条項を改正する ☐その他

令和6年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第4章 議会と市長等の関係

(政策執行に対する議会の評価)

第11条 議会は、市長等が行う政策について、市民福祉増進の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。

※参照【運用基準9】議会の政策評価

○具体的方策・取組状況等

- ・事務事業評価を発展して対応
- ・評価シートの見直し・変更(R3)

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会A 経政会A 亀岡有志の会B
共産党議員団B 公明党議員団A かめおか党A
会派に属さない議員A

《意見》

- ・他都市のものも参考に評価シートを再検討してはどうか。(新清流会)
- ・評価が低い事務事業であっても、翌年に同じような事業・内容が予算化されていることがあり、事務事業評価の有効性が問われている。議会として、そのようなことについて指摘すべきであり、事務事業評価の実施時期を早くするよう見直しを検討すべきではないか。(亀岡有志の会)
- ・評価シートの配点などを見直した直後ではあるが、事務事業評価そのものが、果たしてどの程度必要なものとなっているのか、今後もあのような形で継続していくのか、検証と議論があってもよいのではないか。(共産党議員団)
- ・議会選出監査委員の任期について、2年を限度として再任を妨げないこととしてはどうか。監査の内容は複雑で非常に細かなものになっているため、監視強化につながると考える。(会派に属さない議員)

《前回の会議で出た意見》

- ・今年度は前年度と同様の形で決算審査を実施するが、今回の検証及び見直しで出てきた意見や今年度決算審査を実施する中で出て来るかもしれない課題などを踏まえて、議会活性化の取組を検討する際に協議してはどうか。
- ・監査委員の任期を1年としているが、流れや内容を理解した頃に任期が終わってしまう。2年を限度に再任を妨げないことを幹事会または議会活性化の取組の検討時に検討してはどうか。

【次ページに続く】

◎今回の検討事項

- ・議会運営委員会としての評価決定

■B一部達成

- ・今後の方向性 ※B・C評価の場合

☐継続して取り組む ☐新たな取組を検討 ☐条項を改正する ☐その他

<参考1>

○亀岡市議会基本条例運用基準

9 議会の政策評価

条例第11条に規定する議会の政策評価は、事務事業評価を発展させ対応することとする。

<参考2>

【先例・申合せ】

70 議会選出監査委員の任期は、議長及び副議長と同じく申合せを尊重するのが例である。

○議会選出監査委員は1年交代である。

<参考3>

○議会選出監査委員の任期 [京都府内状況]

※府及び各市ともに「任期を1年とし、再任を妨げない」ではなく、当初から任期を2年または4年としている。

	申合せ	備考
亀岡市	1年	
京都府	4年	
京都市	4年	・会派の判断により1～2年で辞職申合せなどもなし
福知山市	2年	
舞鶴市	2年	現在1年、令和6年12月（役員改選時）～2年
綾部市	2年	
宇治市	2年	
宮津市	2年	
城陽市	2年	
向日市	2年	
長岡京市	2年	
八幡市	2年	
京田辺市	2年	
京丹後市	2年	
南丹市	2年	
木津川市	2年	

令和6年度 議会基本条例の検証及び見直し 評価・課題の検討

<条文>

第8章 最高規範性及び検証等
(最高規範性)

第25条 この条例は、議会における最高規範である。

○具体的方策・取組状況等

○各会派の検討結果

《評価》 新清流会（対象外） 経政会（対象外） 亀岡有志の会A
共産党議員団A 公明党議員団B かめおか党A
会派に属さない議員A

《意見》

★条例の文言を追記してはどうか。（公明党議員団）

- （1）この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図るものとする。
- （2）議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

《前回の会議で出た意見》

- ・京都府内他議会においても、実質的な最高規範性を担保するために議会基本条例と他の条例の関係性を改めて示しているところもある。
- ・この条例の位置づけが議会関係例規の最上位にあるため、他の条例との整合について記載は必要ないのではないか。
- ・京都府内他議会においても、この条例の研修を行い理念を学んでいくこととされている。
- ・現在も選挙後にはこの条例の内容も含めて研修を実施しているので、あえて記載する必要はないのではないか。
- ・本市では既に実施しているため、規定しても大きな負担にはならないのではないか。

◎今回の検討事項

・《意見》に対する検討

・議会運営委員会としての評価決定

☐A達成 ☐B一部達成 ☐C未達成 ☐対象外

・今後の方向性 ※B・C評価の場合

☐継続して取り組む ☐新たな取組を検討 ☐条項を改正する ☐その他

<参考1>

(1)(2)ともに規定している自治体

横須賀市、藤沢市、長野市、姫路市、福山市等

<参考2>

[議会基本条例への規定]

※最高規範性：この条例が議会の最高規範であることの規定

※整合：議会に関する他の条例等の制定又は改廃時における本条例との整合

※研修：議員にこの条例の理念を浸透させるための研修

	最高規範性	整 合	研 修
京都府	×	○	×
京都市	×	○	×
福知山市	○	○	×
舞鶴市	○	○	×
綾部市	○	○	○
宇治市	○	○	×
宮津市	○	○	○
城陽市	○	○	×
向日市	—	—	—
長岡京市	×	×	○
八幡市	○	○	×
京田辺市	○	○	×
京丹後市	○	○	○
南丹市	○	○	×
木津川市	○	○	○

○宇治市議会基本条例

議会は、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、改正し、若しくは廃止するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

○宮津市議会基本条例

議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。